

# 令和4年度第3回富士見市いじめのない学校づくり委員会 会議録要旨

【日時】 令和5年2月13日（月） 14:00～16:00

【開催場所】 富士見市教育委員会 会議室

【出欠状況】

小林	塚田	長堀	忽滑谷	森田
×	○	○	○	○

【事務局】

学校統括監 学校教育課長 教育相談室長 指導主事1名

【次第】

- 1 開 会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 委員等あいさつ
- 4 報告事項
  - (1) 令和4年度 第2回生徒指導に関する調査結果について
  - (2) 令和4年度 富士見市いじめのない学校づくり子ども会議実施報告について
- 5 議 題
  - (1) 「いじめの重大事態」への対応について
- 6 事務連絡
  - ・令和5年度いじめのない学校づくり委員会の開催予定日について
  - ・令和5年度いじめのない学校づくり子ども会議の開催予定日について
- 7 閉 会（副委員長）

**【議事】**

(1) 「いじめの重大事態」への対応について

**【事務局】** 今後、本市においても重大事態にかかわる案件が発生することも考えられる。前回の委員会でいじめの重大事態が起きた際の対応の流れについて意見をいただいたが、本日の会議では、いじめの重大事態における第三者委員会（教育委員会委嘱）の調査の流れや留意点について、ご意見を伺いたい。

**【委員】** まずは、保護者の訴えに対して、学校が調査を行い、その結果だけでは不十分な場合、教育委員会が委嘱する第三者委員会が調査を行う場合が多い。

**【委員】** 第三者委員会の調査においては、状況に応じて、該当児童生徒や保護者に直接事情を聞き取る場合もある。また、第三者委員会で調査した際に不明だった点を、改めて学校に調査を依頼することもある。

**【委員】** 第三者委員会が招集された時点で、いじめの重大事態が発生したと判断することになる。

**【事務局】** 第三者委員会の調査はどのような形で終結するのか。

**【委員】** 第三者委員会の調査の終結は、報告書を提出することである。

**【委員】** 加害者側の調査を行う場合、加害者の保護者も同席する場合もある。

**【委員】** いじめの重大事態が起きた学級の児童生徒全員にアンケートを行い、状況を把握することも必要となる場合もある。

**【委員】** いじめの重大事態の調査では、加害児童生徒の心のケアも必要となる。事実だけでなく、いじめが起きた経緯についても丁寧に聞き取っていくことが大切である。

**【委員】** 調査をしても、多くの児童生徒がいじめの重大事態に気付いていなかったという場合もある。

**【委員】** 加害児童生徒にいじめをしたという自覚がない場合もある。

【委員】 いじめの重大事態では、加害児童生徒の人権を守るという観点も必要となってくる。

【委員】 いじめの重大事態の調査を開始して報告するまでに、どれくらいの期間がかかるのか。

【委員】 丁寧に調査を行うことが大切であるため、期間は数か月から一年を超える場合もある。